

千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業
プロポーザル実施要領

令和6年3月

千曲市立図書館

1 事業概要

(1) 概要

本事業は、平成30年より使用してきた千曲市立図書館コンピュータシステムの契約期間が満了を迎えるにあたり、賃貸借契約により図書館コンピュータシステムの構築を行う事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

なお、千曲市立図書館のコンピュータシステムは、公共図書館（更埴図書館、戸倉図書館、更埴西図書館、上山田公民館図書室、屋代駅図書コーナー）及び市立小学校・中学校13校と連携を図るためのネットワークを結び（以下、「千曲市立図書館ネットワーク」という。）、公共図書館と学校図書館が所蔵する図書等の資料情報を共有し、共同利用を行ってきたものであり、本事業もその連携は継続する。また、本事業の経費は基本的にリース契約により分割して支払うものとし、5年間のリース期間終了後は千曲市へ無償譲渡するものとする。本事業の経費の一部については、国のデジタル田園都市国家構想交付金を申請中であり、本事業が採択された場合は導入当初にデジタル田園都市国家構想交付金にかかる部分については市備品として買い上げるものとする。

(2) 事業目的

千曲市立図書館ネットワークに参加する図書館が円滑に図書館運用をすることにより、図書館業務の効率化が図られ、更なる住民サービスの向上を目指すため、図書館コンピュータシステムを構築する。

(3) 事業期間

構築期間：契約締結日から令和6年9月30日まで

運用期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（5年間）

(4) 履行場所

千曲市庁舎、更埴図書館、戸倉図書館、更埴西図書館、上山田公民館図書室、屋代駅図書コーナー及び市立小学校、中学校13校

(5) 提案上限額

公共図書館 34,760千円（消費税別）、学校図書館 28,900千円（消費税別）

①上記金額には、保守管理の費用は含まない。

②上記金額には、書誌データ・利用登録者データの抽出費用及び移行費用は含む。

ただし、現行システムから新システム更新する場合は、「2 プロポーザルの概要(9)①提出書類 b 価格提案書」を参照のこと。

③本事業は、第三次千曲市総合計画及び令和6年度予算に基づく事業執行である。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業」

(2) 業務内容

千曲市役所には、図書館コンピュータシステムの更新に必要なサーバ等のハードウェア及びソフトウェアと、その周辺機器の導入に係る作業等を行うものとする。

公共図書館には、パソコン等のハードウェア、ソフトウェアと周辺機器の導入に係る作業等を行うものとする。

学校図書館には、パソコン等のハードウェア、ソフトウェアと周辺機器の導入に係る作業等を行うものとする。

①図書館コンピュータシステムの構築

千曲市立図書館ネットワークにより資料情報の共有が可能なシステムを構築する。

- a システム構築に必要なハードウェア及びソフトウェアの導入、設置及び設定・調整
- b 各業務システムの設計・構築、設定等
- c カスタマイズ部分のプログラム開発・設計・設定等

②データ移行

既存システムからの書誌データ及び利用者データの抽出・統合・新システムへの移行作業の実施

③システム及び機器の運用・保守

(3) 担当部署

〒387-0011 千曲市杭瀬下一丁目64番地

千曲市立更埴図書館担当：野上、宮崎

電話番号：026-273-2989

電子メール：lib-ksk@city.chikuma.lg.jp

(4) 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、下記の条件をすべて満たすものとする。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

②会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)であること。

③令和6年4月12日17時までに令和4・5・6年度の千曲市物品購入等に係る競争入札参加資格名簿に大分類19:その他の業務中分類36:情報関連業務で登録があること。(入札参加資格申請書を提出していない者は令和6年4月12日17時までに提出すること。提出方法等は千曲市役所企画政策部管財契約課に問い合わせること。)

④最近一年間の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税又は県民税の滞納をしていないこと。

⑤図書館コンピュータシステム事業の実績を有すること。

(5) 事業者選定スケジュール

スケジュールについては下記のとおりとする。

内 容	日 程
千曲市公式ホームページ公告記事掲載	令和6年3月29日(金)
質問書受付	令和6年3月29日(金) ～令和6年4月3日(水)
質問書回答	令和6年4月9日(火)
参加表明書締切日	令和6年4月16日(火)17時必着
参加資格審査結果発表	令和6年4月18日(木)
企画提案書提出締切日	令和6年4月23日(火)17時必着
プレゼンテーション、ヒアリング	令和6年4月30日(火)
優先交渉権決定(予定)	令和6年5月8日(水)
契約締結(予定)	令和6年5月31日(金)

※プレゼンテーション審査は、参加資格審査通過事業者を対象とし、詳細は参加資格審査通過事業者へ別途説明を行う。企画提案を行う事業者は、上記日程に対応すること。

※上記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

(6) 参加申込みの手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

①提出書類（様式第1号～5号）について

以下の書類を各1部提出すること

様式第1号：参加表明書

様式第2号：会社概要書

様式第3号：機密保持誓約書

様式第4号：図書館コンピュータシステム導入及び移行実績報告書

②提出期限：令和6年4月16日（火）17時必着

③提出場所：「2 プロポーザルの概要（3）」に同じ

④提出方法：持参または郵送により提出

(7) 仕様書等の交付

「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業要件定義書」、「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業図書館コンピュータシステム業務機能要求書」、「千曲市立図書館コンピュータシステム機器仕様書」、「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業図書館ネットワーク構成要件書」、「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業企画提案書記載項目」「千曲市立図書館コンピュータ構築事業選定提案評価基準書」を、千曲市公式ホームページで令和6年3月29日（金）に公表する。

(8) 質問及び回答

質問がある場合は、以下の対応とする。

・様式第6号：質問書

質問書の受付は令和6年3月29日（金）から開始し、令和6年4月3日（水）17時までとする。

質問書は、「2 プロポーザルの概要（3）」に示した担当部署に電子メールで提出し、電話連絡等で担当者に到着確認を行うこと。

回答については、令和6年4月9日（火）に、千曲市公式ホームページ上で公開する。

(9) 企画提案書等の提出

①提出書類（様式第7号～10号）について

a 企画提案書

様式第7号（任意様式）：千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業企

画提案書

- ・「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業要件定義書」及び「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業企画提案書記載項目」に示す内容を満たすよう作成、提出をすること。
- ・企画提案書は、「様式第7号 千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業企画提案書」を表紙とし、「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業企画提案書記載項目」に則して作成すること。
- ・業務の効率化や利用者サービスの向上について有効な提案があれば示すこと。
- ・マイナンバーカードを図書館利用カードとして活用し、資料の貸出をするための提案を示すこと。
- ・スマートフォンに図書館利用カードの番号を表示できる機能の提案を示すこと。

b 価格提案書

様式第8号：価格提案書（任意様式にて積算内訳書の提出要）

- ・価格提案書は、公共図書館と学校図書館の別に提案すること。
- ・構築費用に加え、事業終了後の本システムから次期システムへのデータ抽出および移行のための費用を提案額に含むこと。なお、マイナンバーカードの活用のためのマイキープラットフォームとの連携費用については、価格提案に含め、デジタル庁が示す新方式によるシステムとすること。

c 保守管理費用提案書

様式第9号：保守管理費用提案書

- ・保守管理費用は公共図書館と学校図書館の別に提案すること。
- ・新システムの保守管理費用は、本システム構築請負契約を行った事業者と、保守管理費用提案書の金額を基に後日別途随意契約を行う。

d 事業期間終了後の運用延長に係る見積提案

様式第10号：事業期間終了後の運用延長に係る見積提案

- ・本事業の終了（運用期間終了）に際し、更に一年間運用を延長し事業期間を延長することも想定しているため、運用期間を一年間延長する場合に必要な費用を想定し記載すること。

e 「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業図書館コンピュータシステム業務機能要求書」に回答を記入し、提出すること。

f ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書

別紙1-1、1-2、1-3

・ウェブアプリケーションのセキュリティに関する対応について記入し、提出すること。

②提出部数 正本1部、副本10部、電子媒体1部

③提出期限 令和6年4月23日（火）17時必着

④提出場所 「2 プロポーザルの概要（3）」に同じ

⑤提出方法 持参または郵送により提出

3 選定方法

「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業選定委員会」において、企画提案書等の提出書類と、プレゼンテーション審査を「千曲市立図書館コンピュータシステム構築事業選定評価基準書」に基づき、公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

優先交渉権者は総合評価点が最も高い上位1者とし、総合評価点が最も高い提案者が2者以上ある場合は、価格点が高い者を優先とする。

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議の上、当市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

選定結果は後日、書面により通知し、受託事業者は当市と契約を締結し、受託業務を実施する。

4 その他の事項

(1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、様式5号の参加辞退届を提出すること。

(2) 各提案書の作成・提出、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。

(3) 提出書類の著作権の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。なお提出書類は、企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。

- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
- ①参加者の記名及び押印を欠く場合
 - ②誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
 - ③2通り以上の書類提出がなされた提案
 - ④価格提案書の記載金額が提案上限額を超えた提案
- (8) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
- ①企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
 - ②参加表明書に記載された者以外の者が提案を行った場合
 - ③その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
 - ④選定委員会関係者と不正な接触等を行った場合